

空家等の実態調査を実施します

●問い合わせ／政策調整係

近年、全国的に空き家の増加が深刻な問題となっています。

この問題を解決するために、防災、衛生、景観等の観点から地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている空き家の把握や利活用を図ることを目的として『空家等対策の推進に関する特別措置法』が2015年に全面施行されました。この法律では、空き家などの活用や住宅の所有者などによる適切な管理の必要性、倒壊の危険性がある建物(特定空家等)への対応を市町村で行うほか、空き家データベースの整備についての努力義務なども定められています。

町では、この法律の定めにより空き家の件数や現況を把握し、今後の空家等対策について検討する基礎的な資料とするため、次のとおり『空家等の実態調査』を実施します。調査は、委託を受けた業者が行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

調査対象	町内全域
調査機関	令和7年9月9日(火)から2カ月程度
調査業者	株式会社ゼンリン ※調査員は、ゼンリンのユニフォームを着用し、調査員証を携帯しています
調査方法	空き家と思われる建物の状況や構造などを外観から調査して、写真撮影を行います ※建物内に立ち入ることはありません ※この調査により、業務上知り得た個人情報を外部に漏らしたり、不当な目的に利用することはありません

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者が管理を怠り建物を放置すると、次の問題が予想されますので、適正な管理をお願いします。

- ・老朽化または台風などの自然災害により建物が倒壊し、屋根や外壁などが飛散する
- ・防火または防犯上不適切な状態になる
- ・衛生上著しい支障を及ぼす など

空家等所有者の責任として

- ・自らの責任において適切な管理を行いましょう
- ・強風により屋根や外壁などが周囲に飛散しないように対策をしまししょう
- ・生活環境を阻害しないように、建物周辺の草刈りなどを行いましょう



●空家等とは

建物や建物に付属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態化しているものや、立木その他の土地に定着している物を含む敷地

●特定空家等とは

倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家など